

旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）

平成 27 年（2015 年）3 月

旭川市教育委員会

目次

はじめに.....	1
1 本市の現状と課題.....	2
(1) 児童生徒数の変遷と学校の規模.....	2
(2) 小・中学校の通学区域の状況.....	3
(3) 学校施設の老朽化の状況.....	4
2 適正配置の考え方.....	6
(1) 適正な学校規模の確保.....	6
(2) 学校・家庭・地域の連携を踏まえた通学区域の設定.....	8
(3) 望ましい通学距離の設定と通学支援.....	8
(4) 統廃合を見据えた学校施設の整備.....	9
(5) 地域拠点校の存置.....	9
(6) 特認校制度の存続.....	10
(7) 地域合意の形成.....	11
3 適正配置の進め方.....	12
(1) ブロック別計画の策定.....	12
(2) 計画期間.....	14
(3) 合意形成の在り方.....	15
(4) 廃校校舎の跡利用.....	15
資料編.....	16
資料1 児童生徒数の推計.....	17
資料2 学校規模によるメリット・デメリット（例）.....	19
資料3 通学区域の不一致により進学先が複数ある小学校とその居住割合.....	20
資料4 学校校舎の築年数一覧.....	21

はじめに

次代を担う児童生徒により良い教育条件・教育環境を整備することは、教育委員会の責務であり、その中で、小・中学校の適正配置の推進は、旭川市学校教育基本計画においても基本施策の一つである「安全・安心な教育環境の整備」の中に位置付け、取り組んできました。

本市の教育環境を取り巻く現状は、第2次ベビーブーム以降、全国的な少子化の進行により、学校の小規模化による教育環境の諸課題を多く抱えています。

このような状況を受け、旭川市教育委員会では、平成 17 年度に「旭川市立小・中学校適正配置計画」を策定し、平成 26 年度までの計画期間で統廃合による学校の適正規模化に取り組んできたところですが、それまで地域コミュニティの核として地域に根付いてきた学校を統廃合することは、児童生徒やその保護者のみならず地域住民にとっても大きな決断を要することであり、順調に進捗してきたとは言い難い状況にあります。

しかしながら、今後においても少子化とこれに伴う学校の小規模化が進行していくことが予想され、さらに学校施設の老朽化への対応などの課題もあります。

そこで、旭川市教育委員会では、平成 26 年度に学識経験者、教育関係者、保護者、一般公募の市民などからなる「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会」を設置し、協議、検討を重ねた上で「旭川市立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方について（報告）」の提出を受けました。

この報告書に示された考え方を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、児童生徒にとってより良い教育環境を将来にわたって持続することが可能となるよう、適正配置計画（基本方針）を新たに策定します。

1 本市の現状と課題

(1) 児童生徒数の変遷と学校の規模

市立小・中学校における通常学級の児童生徒数は、昭和 57 年の 50,693 人をピークに年々減少傾向にあり、平成 26 年には 23,244 人とピーク時から 54%の減少となっています。

この間、本市の総人口は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、今後は人口も減少していき、将来推計では平成 41 年で 304,679 人に減少すると考えられます。

また、今後の学校ごとの児童生徒数はほとんどの学校で減少し、これにより、通常学級の学級数についても、平成 26 年の 848 学級から平成 41 年には 679 学級に減少すると考えられます。

このような学校の小規模化は、次代を担う児童生徒に質の高い教育を提供する上で大きな課題になっています。

学校には児童生徒数の規模によって、小規模校、大規模校それぞれにメリットとデメリットが存在します。

例えば、小規模校には、「児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導を行うことができる。」「児童生徒相互の人間関係が深まる。」などのメリットがある一方で、「集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなる。」「人間関係や相互の評価等が固定化する。」などのデメリットもあります。

同様に、大規模校には、「切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を更に伸ばすことができる。」「運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じる。」などのメリットがある一方で、「全教職員による児童生徒一人一人の把握が難しくなる。」「学校行事や部活動等において、児童生徒の個別の活動機会を設定しにくい。」などのデメリットもあります。

こうした学校規模に応じたメリットとデメリットを十分検証した上で、本市の地域特性等も踏まえながら、総合的に学校の「適正規模」について考える必要があります。特に、児童生徒数の減少が避けられない状況にあっては、学校の小規模化によるデメリットを克服することが重要です。

P17「資料 1 児童生徒数の推計」

P19「資料 2 学校規模によるメリット・デメリット（例）」

図表 旭川市の人口と児童生徒数（実績と推計）

年度	S57	H26	対S57	H41	H56
旭川市総人口 (人)	355,938	347,799	△2.3%	304,679	243,784
年少人口 (0~14歳) (人)	81,825	40,380	△50.7%	30,889	22,623
小学校児童数 (人)	34,476	15,154	△56.0%	11,385	8,304
中学校生徒数 (人)	16,217	8,090	△50.1%	6,356	4,518
児童生徒数 計 (人)	50,693	23,244	△54.1%	17,741	12,822
小学校学級数 (学級)	952	593	△37.7%	477	367
中学校学級数 (学級)	416	255	△38.7%	202	163
小・中学校学級数 計 (学級)	1,368	848	△38.0%	679	530

※ 将来推計については、総人口はコーホート変化率法、学校ごとの児童生徒数については住民基本台帳及びコーホート変化率法に基づき算出しています。

(2) 小・中学校の通学区域の状況

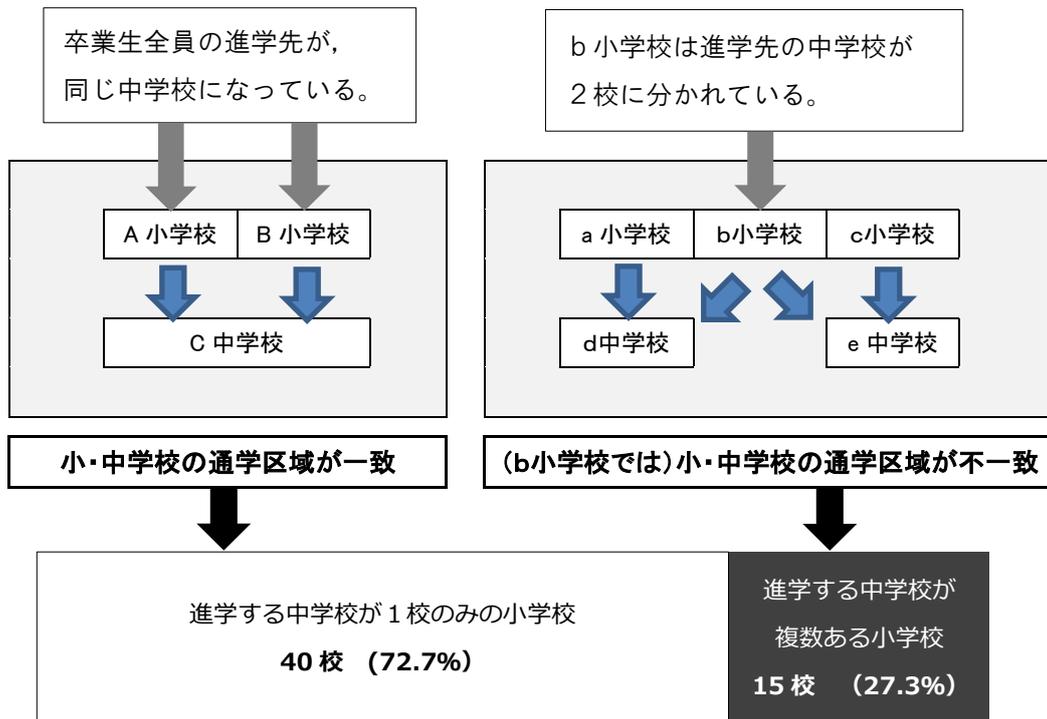
平成27年度現在、市内には小学校は55校、中学校は27校あり、それぞれの学校ごとに通学距離や住民の生活圏など本市の歴史的な経過の中で通学区域を定め、児童生徒の住所により通学する小・中学校を指定しています。

多くの場合、一つの小学校の卒業生は同じ中学校に進学できるように配慮して通学区域を設定していますが、一部の地域では、小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっているため、一つの小学校の卒業生が複数の中学校に進学する状況があります。

このような状況に加え、市民委員会などの地域コミュニティの地域割りとの不一致もあり、学校・家庭・地域の連携を図りにくい状況が生まれていることから、小・中学校の通学区域の整合を図っていくことが必要です。

P20「資料3 通学区域の不一致により進学先が複数ある小学校とその居住割合」

図表 小・中学校通学区域の一致と不一致



(3) 学校施設の老朽化の状況

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育施設として重要な意義を持っているほか、近年では留守家庭児童会[※]の設置や学校施設スポーツ開放事業[※]の実施、さらに、災害時には避難所となる重要な施設です。

本市の小・中学校校舎は、その多くが本市の児童生徒が急増した時期に新築又は増改築されており、全体の 58.5%に及び 48 校が昭和 60 年以前に建築された築 30 年以上の施設です。

これらの学校施設は、改修や改築を行う必要が生じていますが、厳しい財政状況の中、順調に進んでいないのが実情であり、児童生徒に安全・安心で充実した教育環境を提供する上での大きな課題となっています。

また、学校施設は数十年にわたり大切に使用する施設であることから、整備計画を立てるに当たっては、将来における学校規模の推移を慎重に見極める必

[※]留守家庭児童会…就労や病気等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に設置

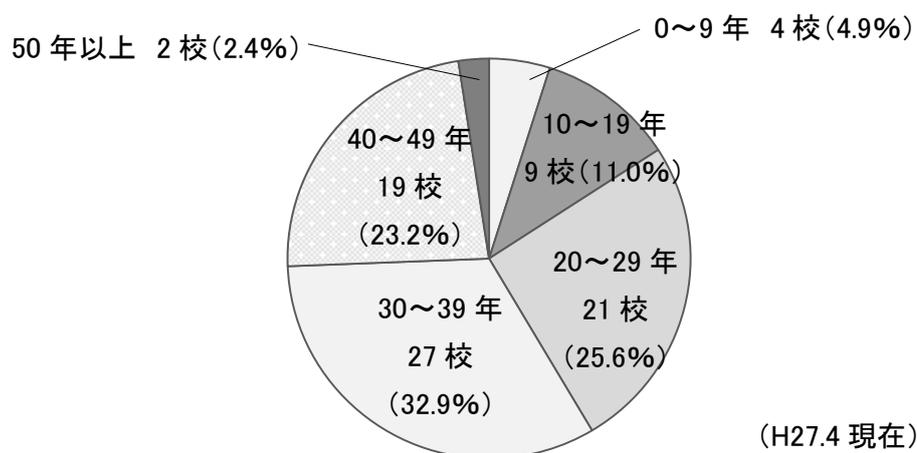
[※]学校施設スポーツ開放事業…学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ活動や社会教育の場として利用する事業

要があります。

こうした中で、計画的に施設整備を行うためには、長期的な視点に立ち、全市的な観点からバランスの良い学校配置の在り方を整理する必要があります。

P21「資料4 学校校舎の築年数一覧」

図表 築年数別の学校施設数（校舎）



2 適正配置の考え方

要点

- (1) 小・中学校の適正配置は、教育の質を保証する望ましい学校規模と学級規模の確保に向けて取り組みます。
- (2) 小・中学校の通学区域は、学校・家庭・地域との連携を推進するため、小学校と中学校の通学区域を一致させ、かつ、できる限り地域コミュニティとの整合が図られるように設定します。
- (3) 学校の配置は、国が示す標準的な通学距離である、小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校はおおむね6キロメートル以内の確保に努めるとともに、遠距離通学者に対して適切な通学支援を行います。
- (4) 統廃合に伴う学校施設の配置は、全市的なバランスを十分に考慮するとともに、既存の学校施設を有効活用しながら必要な施設整備を行います。
- (5) 旧合併地域において地域の拠点的な役割を果たしてきた学校については、教育環境に著しい支障を及ぼさない限りにおいて、地域拠点校として存置します。
- (6) 特認校制度は、教育の多様性を確保するため、引き続き存続します。
- (7) 適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、地域合意を得ることを原則とします。

(1) 適正な学校規模の確保

学校教育は、集団生活を基本とし、児童生徒に確かな学力とともに豊かな人間性や社会性を育む役割を担っており、そうした社会的な負託に応えるためには、教育の質を保証する学校規模の確保が重要です。

そのため、適正な学校規模については、次の3つの観点から考え方を整理し

ます。

・教育指導の観点から

授業や学校行事，部活動などにおいて一定の集団の規模が確保され，担当教員の指導の下，児童生徒が個性を発揮するとともに，競い合い，協力し合いながら多様な活動を展開できる学校規模

・人間関係の観点から

児童生徒同士，あるいは児童生徒と教員が互いに理解し合い，信頼関係を築くことができるとともに，学級編成替えなどを通じて多様な人間関係を経験し，学び合い，支え合いながら社会性，協調性を養うことができる学校規模

・学校運営の観点から

日常の学校運営において，必要な免許を持った教員が配置されるとともに，一つの学年を複数の教員で担当するなど協働して教育活動や分掌業務，研修活動等を展開できる学校規模

これらの観点から，学校の適正規模を捉えるとともに，通常学級数に応じて学校規模を次のとおり区分します。

区分	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校
小学校	5 学級以下	6～11 学級	12～18 学級	19 学級以上
中学校	5 学級以下	6～8 学級	9～18 学級	19 学級以上

学校が適正規模でない場合，小規模・大規模のデメリットを抑制するため，教育活動上の工夫が必要となりますが，適正規模からのかい離が著しいと，そのようなデメリットの抑制が困難になります。

過小規模校の場合，小学校では複式学級となり，中学校では各教科の免許を持った教員の配置ができなくなるなど教育の質の低下が懸念されます。

また，教育の質を保証する上では，学校の規模はもとより，学級の適正規模について考えることも重要です。

学級は，学校組織の基礎的単位であり，学習集団としての性格を持つのと同時に，学級を担任する教員との関わりの下，児童生徒が集団生活を通して個性を磨き人格形成を図る場としての性格も持ち合わせています。

こうした学校における学級という組織の意義を踏まえた場合，児童生徒の発達段階にもよりますが，1 学級当たりの児童生徒数としては，学級担任の目が

行き届き、班活動などを行う上では 20～30 人が望ましいと考えられます。

小学校の場合では、小規模校でも学校全体の児童数が 100 人以下になると、十分な教員配置ができなくなるほか、様々な教育活動の場面において、望ましい規模の集団を確保することが困難になります。

以上のことから、適正配置に伴う統廃合の対象校は、次のとおりとします。

- ① 小学校…過小規模校及び通常学級の児童数が 100 人以下の小規模校
- ② 中学校…過小規模校

(2) 学校・家庭・地域の連携を踏まえた通学区域の設定

これからの学校教育は、義務教育段階の9年間を見通して児童生徒に確実に生きる力を育む教育の推進が求められており、小・中学校間で児童生徒の学習面や生活面での課題を共有するなど、小学校から中学校への円滑な接続がより重要となってきます。

また、児童生徒の心身の健やかな成長のためには、学校・家庭・地域の三者が密接に連携し協力するための環境整備が不可欠です。

このことから、今後は、学校・家庭・地域の連携をより効果的に推進していくため、適正配置の推進に合わせ、次のとおり通学区域の見直しを行います。

- ① 小学校卒業後の進学先が複数の中学校にまたがることのないように、小・中学校の通学区域を一致させます。
- ② 町内会や市民委員会などの地域コミュニティと通学区域との整合をできる限り図ります。
- ③ 通学区域を変更する場合には、個々の学校や保護者・児童生徒の実情に応じ、適切な移行期間を設けます。

(3) 望ましい通学距離の設定と通学支援

学校の配置や通学区域の設定に当たっては、児童生徒の通学における安全性の確保や遠距離通学に対する配慮が必要です。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、標

準的な通学距離を小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校はおおむね6キロメートル以内と定めています。

このことから、適正配置に伴う通学区域の設定に当たっては、積雪寒冷地という本市の地域特性を踏まえながらも、この標準的な通学距離を基本として適切な通学距離の確保に努め、それが困難な場合については必要な通学支援を行うこととします。

(4) 統廃合を見据えた学校施設の整備

市内における学校施設は老朽化が進んでおり、統廃合を見据えて施設面でもより良い教育環境を実現していく必要があります。

学校施設の整備には多額の費用を要することから、適正配置を進めるに当たっては、統廃合やそれに伴う児童生徒数の推計を慎重に見定め、計画的な施設整備を行っていくことが重要です。

このような考え方にに基づき、統廃合に当たっての施設整備の方針を次のとおりとします。

- ① 統廃合に伴う学校施設の配置は、適切な通学距離の設定や安全な通学路の確保、その他立地条件を十分に勘案し決定します。
- ② 統廃合に当たっては、既存の学校施設を有効活用しながら必要な施設整備を行います。
- ③ 既存の学校施設の老朽化が著しく、また、通学区域内に偏って配置されている場合には、改築に合わせ、他の適地と学校施設の移転について検討します。

(5) 地域拠点校の存置

本市は、これまでの近隣町村との合併により、747.66 km²と広大な行政面積を有しています。

そのため、旧合併地域において画一的に適正規模に基づいた統廃合を進めた場合、適正規模化による教育効果に比べ、児童生徒の通学の負担や地域拠点と

しての学校の役割の喪失などのデメリットが大きくなることも考えられます。

したがって、そのような本市の支所がある旧合併地域において地域の拠点的な役割を果たしてきた学校は、地域拠点校として学校を存置します。

ただし、学校は、第一義的には将来を担う児童生徒により良い教育を行う場であることから、現在又は将来において数年度にわたり欠学年が生じ、教育指導面や学校運営面で著しい支障を及ぼすと考えられる場合には、統廃合を検討します。

地域拠点校と位置付ける学校は、次のとおりとします。

- ①東旭川地区…旭川小学校，旭川中学校
- ②東鷹栖地区…近文第1小学校，東鷹栖中学校
- ③西神楽地区…西神楽小学校，西神楽中学校
- ④江丹別地区…江丹別小学校，江丹別中学校（小中併置校）

※なお、神居、永山、神楽地区については、現時点では地域拠点校としての位置付けはしていません。

(6) 特認校制度の存続

より良い教育環境の実現に当たっては、学校の適正規模化を図ることが重要ですが、個々の児童生徒に着目した際には、小規模な集団で学校生活を送る方が望ましい場合もあり、教育の多様性を確保するためには、一定程度、小規模な集団での教育を目的とした学校を配置する必要もあります。

本市では、これまでも小学校1校、小中併置校1校を通学区域外からの通学を許可する特認校に指定し、一定の条件の下、小規模な集団での学習環境を確保してきました。

この特認校についても、少子化の進行状況を踏まえ、今後の保護者ニーズの把握に努めながら、配置の在り方を検討しなければなりません。

したがって、特認校制度については、次のとおりとします。

- ① 現行の特認校制度を存続し、引き続き2校程度指定します。
- ② 特認校の指定に当たっては、保護者ニーズを踏まえ、全市的な配置バランスに留意するとともに周辺環境を生かした特色ある教育活動の取組状況や学校・家庭・地域の連携状況などを総合的に勘案し決定します。

- ③ 特認校に指定した学校の通学区域に居住する児童生徒に対しては、より適正な規模の学校で学ぶ機会を確保するため、隣接する通学区域の学校への入学を認めます。

(7) 地域合意の形成

適正配置は、学校の統廃合や通学区域の見直しにより推進していくこととなりますが、これらの手法は、その時々児童生徒やその地域で生活する住民に対し大きな影響を及ぼすことから、個々の学校の適正配置を進めるに当たっては、保護者や地域住民とその必要性を十分に協議し、共通理解と協力を得て進める必要があります。

したがって、適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、地域合意を得ることを原則とします。

3 適正配置の進め方

要点

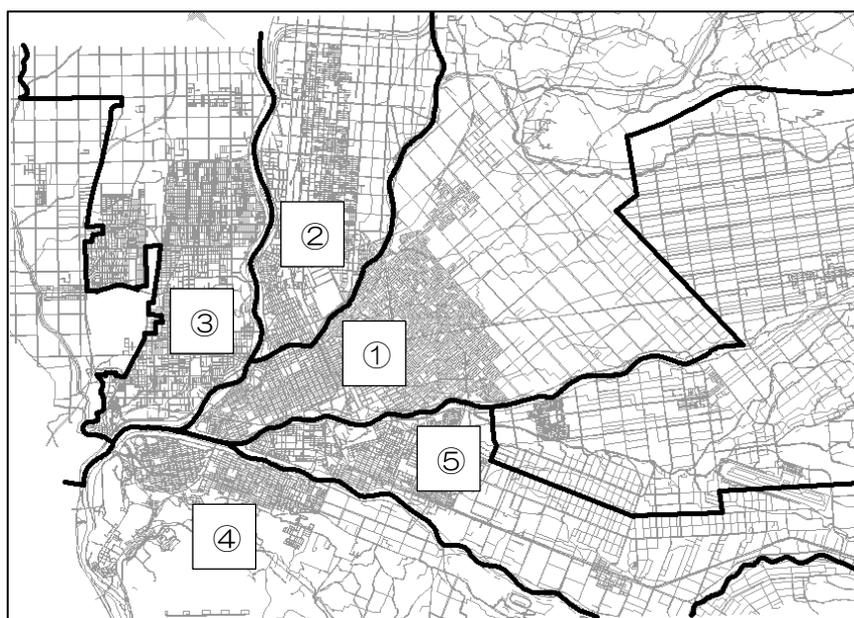
- (1) 個々の学校の統廃合や通学区域の見直しが、その周辺の学校に及ぼす影響を考慮し、広域的な視点を持って適正配置に取り組む観点から、市内を5つのブロックに区切り、本基本方針を踏まえ、ブロックごとに将来のあるべき学校配置を示した「ブロック別計画」を別に策定します。
- (2) 適正配置と必要な施設整備を計画的に推進するため、本計画の計画期間を15年とするとともに、社会情勢等の変化などに対応するため、5年ごとに本基本方針とブロック別計画の点検・見直しを行います。
- (3) 地域の合意形成については、まず、関係する保護者、次いで、地域住民との合意形成を図ることとし、その手法については、個々の学校の状況に合わせ、必要な手続を実施します。
- (4) 適正配置の推進に伴い生じる廃校校舎の利活用については、地域住民の理解を得ながら進めることとし、特に、地域拠点校に位置付けた学校を統廃合する場合は、廃校後も地域コミュニティの核としての機能を維持できるよう努めます。

(1) ブロック別計画の策定

小・中学校の統廃合や通学区域の見直しは、対象校のみならず隣り合う複数の学校や地域にも大きな影響を及ぼすため、適正配置を推進する場合には、その影響を十分加味し、広域的な視点で検討しなければなりません。

そこで、適正配置の推進によって及ぼす影響の範囲が、市内を流れる主要な河川で区切られた生活圏で限定されていることに着目し、市内を次の5ブロックに分割した上で、本基本方針を踏まえ、それぞれのブロックごとに将来のあるべき学校配置を具体的に示した「ブロック別計画」を別に策定します。

- ① 中央・東・東旭川ブロック
 小学校…青雲 新町 日章 知新 朝日 啓明 東町 千代田 豊岡
 旭川 旭川第1 旭川第2 旭川第3 旭川第5 東栄 愛宕
 東光 愛宕東 共栄
 中学校…中央 光陽 東光 旭川 旭川第2 桜岡 東陽 東明 愛宕
- ② 新旭川・永山ブロック
 小学校…正和 東五条 新富 永山 永山東 永山西 永山南
 中学校…明星 永山 永山南
- ③ 北星・春光・東鷹栖ブロック
 小学校…大有 近文 大町 北光 春光 北鎮 向陵 末広 高台
 近文第1 近文第2 陵雲 末広北
 中学校…北門 北星 六合 啓北 東鷹栖 春光台 広陵
- ④ 神居・江丹別ブロック
 小学校…神居 雨紛 富沢 台場 神居東 忠和 江丹別 嵐山
 中学校…神居 神居東 忠和 江丹別 嵐山
- ⑤ 神楽・西神楽ブロック
 小学校…神楽 西御料地 神楽岡 緑が丘 緑新 西神楽 聖和
 千代ヶ岡
 中学校…神楽 緑が丘 西神楽



(2) 計画期間

適正配置の推進に当たっては、改修や改築などの必要な施設整備を見据え、長期的な視点に立って計画を推進することが重要です。

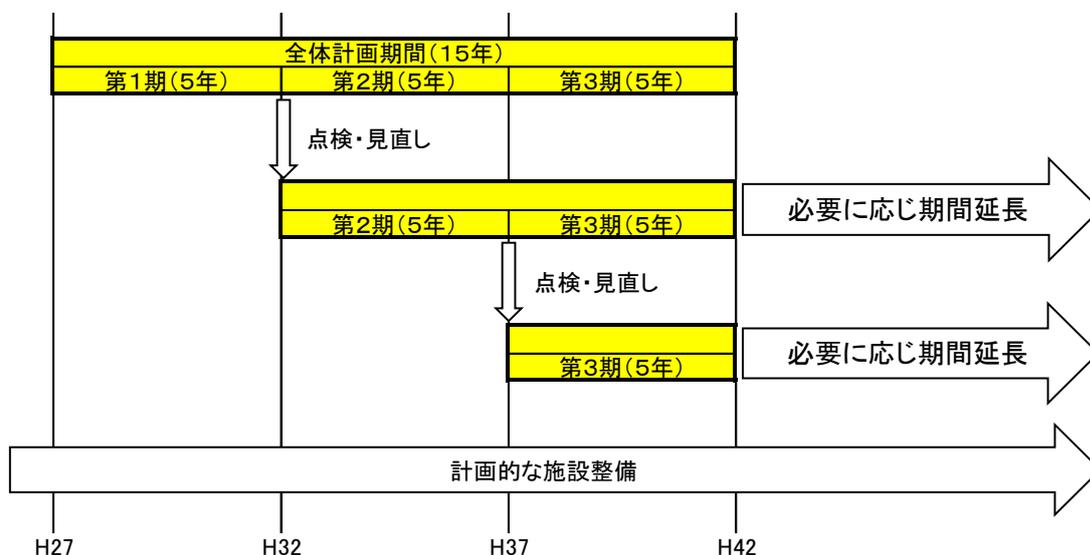
一方で、適正配置の基本となる学校ごとの児童生徒数については、今後の社会情勢の変化などに伴い、長期的な視点に立つほど推計値と実態にかい離が生じる可能性があります。

こうしたことを踏まえ、計画の期間は、平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 年計画とするとともに、計画期間を 5 年ごとの 3 期に区切り、本基本方針とブロック別計画の点検・見直しの機会を設けることとします。

その際、それまでの適正配置の進捗状況などを踏まえ、必要に応じ計画期間の延長を検討します。

また、国の各種教育制度の改正や社会情勢の急激な変化などがあった場合には、必要に応じ、本基本方針とブロック別計画の見直しを行います。

なお、第 1 期に過小規模校の統廃合及び通学区の見直し、第 2 期に小規模校の統廃合を行うことを原則とし、児童生徒数の増加に伴い施設整備を行う必要があるなどの事情がある場合は、その施設整備等の実施時期を踏まえ、第 2 期又は第 3 期に適正配置を行います。



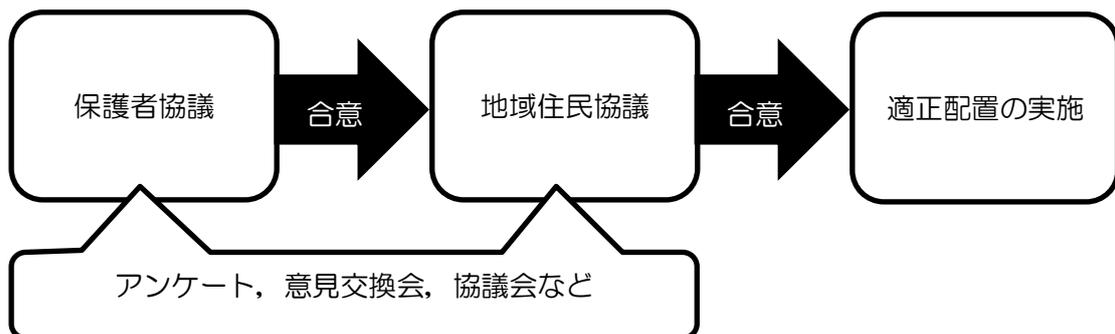
(3) 合意形成の在り方

適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、対象となる学校に通学する児童生徒の保護者や通学区域内の地域住民と十分な協議を行い、共通理解を得ていく必要があります。

そのような地域の合意形成については、まず、児童生徒の教育環境の充実の観点から関係する保護者、次いで、地域における学校の役割の観点から地域住民との合意形成を図ります。

また、合意形成の手法については、個々の学校の状況に合わせ、必要に応じアンケート調査、意見交換会の開催、保護者や地域住民の代表による協議会の設置などの手続を実施します。

・合意形成のイメージ



(4) 廃校校舎の跡利用

適正配置の推進は、学校の統廃合を伴うため、廃校校舎が生じることになります。

これら廃校校舎については、学校がそれぞれの地域において果たしてきた役割を踏まえ、跡利用を検討する必要があります。

したがって、統廃合に伴う廃校校舎の利活用策についても、地域住民の理解を得ながら進める必要があります。

特に、地域拠点校に位置付けた学校を統廃合する場合は、廃校後も地域コミュニティの核としての機能を維持できるよう努めます。

資料編

資料 1 児童生徒数の推計

(小学校)

地区名	学校名	H26		H31		H36		H41	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
西	青雲小	170	7	164	6	158	6	142	6
	新町小	116	6	133	6	128	6	115	6
中央	日章小	70	6	73	6	65	6	58	6
大成	知新小	180	7	222	8	213	8	196	8
東	朝日小	218	8	225	8	207	8	187	8
	啓明小	319	12	358	12	330	12	297	12
	東町小	218	9	245	12	226	8	204	8
	千代田小	430	14	404	14	372	14	335	12
	豊岡小	258	12	269	12	248	12	223	8
新旭川	正和小	77	6	89	6	84	6	76	6
	東五条小	304	12	269	12	253	12	230	8
	新富小	311	13	318	12	299	12	272	12
北星	大有小	259	11	228	8	209	8	189	8
	近文小	485	17	439	14	403	14	364	12
	大町小	75	6	102	6	94	6	85	6
	北光小	288	12	257	12	236	8	213	8
春光	春光小	450	16	433	14	399	14	354	12
	北鎮小	370	14	317	12	292	12	259	12
	向陵小	319	13	282	12	260	12	231	8
	未広小	354	13	321	12	296	12	263	12
神居	神居小	323	13	295	12	259	12	220	8
	雨紛小	19	3	16	3	14	3	12	3
	富沢小	37	4	10	3	9	3	8	3
	台場小	43	4	31	4	27	3	23	3
	神居東小	397	12	338	12	297	12	252	12
	忠和小	541	18	470	14	412	14	350	12
永山	永山小	634	21	586	20	547	20	490	18
	永山東小	72	6	63	6	59	6	53	6
	永山西小	708	22	601	20	561	20	503	18
	永山南小	593	20	647	20	604	20	542	18
江丹別	江丹別小	6	2	6	3	6	3	5	3
	嵐山小	6	2	3	2	3	2	2	1
東旭川	旭川小	314	12	336	12	311	12	282	12
	旭川第1小	9	3	6	3	6	3	5	3
	旭川第2小	23	4	19	3	18	3	16	3
	旭川第3小	227	8	216	8	200	8	181	6
	旭川第5小	29	4	19	3	18	3	16	3
	東栄小	311	13	343	12	318	12	288	12
	愛宕小	376	13	382	14	354	12	321	12
	東光小	752	24	618	20	573	20	520	18
	愛宕東小	672	21	561	20	520	18	472	14
	共栄小	276	12	250	12	232	8	210	8
神楽	神楽小	261	11	265	12	242	10	213	8
	西御料地小	503	17	361	12	330	12	290	12
	神楽岡小	370	13	325	12	297	12	261	12
	緑が丘小	271	11	219	8	200	8	176	6
	緑新小	350	13	325	12	297	12	261	12
西神楽	西神楽小	98	6	71	6	62	6	50	5
	聖和小	11	3	8	3	7	3	6	3
	千代ヶ岡小	18	3	14	3	12	3	10	3
東鷹栖	高台小	580	20	491	18	434	14	375	14
	近文第1小	227	8	208	8	184	6	159	6
	近文第2小	31	4	41	4	36	4	31	4
	陵雲小	498	17	423	14	374	14	323	12
	未広北小	297	12	218	8	192	8	166	6
	計	15,154	593	13,933	550	12,787	525	11,385	477

※H26は、5月1日現在の実績

(中学校)

地区名	学校名	H26		H31		H36		H41	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
西	聖園中	145	6						
中央	常盤中	59	3						
	中央中			357	10	358	10	340	10
東	光陽中	311	9	266	9	325	10	299	9
	北都中	164	6						
	東光中	352	11	379	12	382	12	352	10
新旭川	明星中	319	10	317	9	320	10	302	9
北星	北門中	480	15	428	13	383	12	351	10
春光	北星中	293	9	245	9	242	9	223	7
	六合中	275	9	281	9	277	9	255	9
	啓北中	307	10	286	9	253	9	233	7
神居	神居中	267	9	205	6	179	6	157	6
	神居東中	222	7	231	7	197	6	173	6
	忠和中	288	9	267	9	229	7	201	6
永山	永山中	556	15	456	13	446	13	417	12
	永山南中	575	17	521	15	503	15	470	13
江丹別	江丹別中	1	1	1	1	2	1	2	1
	嵐山中	8	2	8	2	8	2	8	2
東旭川	旭川中	155	6	168	6	161	6	149	6
	旭川第2中	76	3	51	3	37	3	34	3
	桜岡中	11	2	5	2	7	2	6	2
	東陽中	373	11	358	10	379	12	351	10
	東明中	417	12	449	13	377	12	350	10
	愛宕中	447	13	437	13	387	12	359	10
神楽	神楽中	344	9	359	10	293	9	268	9
	緑が丘中	677	19	535	16	436	13	399	12
西神楽	西神楽中	52	3	59	3	34	3	30	3
東鷹栖	東鷹栖中	127	5	114	4	123	6	109	4
	春光台中	327	11	283	9	241	8	213	7
	広陵中	462	13	413	12	346	10	305	9
	計	8,090	255	7,479	234	6,925	227	6,356	202

※H26は、5月1日現在の実績

資料2 学校規模によるメリット・デメリット（例）

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学習面	○児童生徒の一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1学年1学級の場合、共に努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	○集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を更に伸ばししやすい。	○全教職員による各児童生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。
	○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○児童生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。	○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しにくい。
		○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。	○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	
生活面	○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。	○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	○児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	○学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	○全教職員による各児童生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。
学校運営面・財政面	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。	○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置を行にくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行にくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。	○教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた教職員配置を行やすい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ○校務分掌を組織的に行いやすい。 ○出張、研修等に参加しやすい。	○教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	○子ども一人当たりに係る経費が大きくなりやすい。	○子ども一人当たりに係る経費が小さくなりやすい。	○特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	○PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

※『中央教育審議会 初等中等教育分科会 小・中学校の設置運営の在り方等に関する作業部会』（H20.12） 資料より

資料3 通学区域の不一致により進学先が複数ある小学校とその居住割合

小学校	通学区域内の 14歳以下人口	居住割合	進学先の中学校	14歳以下人口 内訳
朝日	613人	78.3% →	中央	480人
		21.7% →	光陽	133人
大有	693人	71.6% →	北門	496人
		28.4% →	北星	197人
啓明	880人	92.7% →	東光	816人
		7.3% →	中央	64人
正和	253人	38.7% →	明星	98人
		61.3% →	永山南	155人
春光	1,172人	57.1% →	六合	669人
		42.9% →	啓北	503人
永山西	1,667人	38.6% →	永山	644人
		61.4% →	永山南	1,023人
旭川	820人	100.0% →	旭川	820人
		0.0% →	愛宕	0人
旭川第3	656人	27.9% →	旭川第2	183人
		65.2% →	東明	428人
		6.9% →	東陽	45人
旭川第5	43人	55.8% →	桜岡	24人
		44.2% →	旭川	19人
北光	831人	70.2% →	北門	583人
		29.8% →	北星	248人
東栄	970人	67.0% →	東陽	650人
		23.2% →	光陽	225人
		9.8% →	東光	95人
愛宕	932人	66.5% →	愛宕	620人
		33.5% →	東陽	312人
東光	1,771人	100.0% →	東明	1,771人
		0.0% →	旭川第2	0人
愛宕東	1,704人	85.8% →	愛宕	1,463人
		13.7% →	東陽	233人
		0.5% →	旭川	8人
共栄	694人	69.5% →	東陽	482人
		30.5% →	旭川第2	212人

※平成26年4月1日現在の住民基本台帳に基づき算出している。

※進学する中学校を変更することができる調整区域を含むなどの理由により、実際の進学割合とは異なる。

資料 4 学校校舎の築年数一覧

建築年	築年数	小学校 (55 校)				中学校 (27 校)				学校数	割合	
S39	51				千代田					2 校	2.4%	
S40	50				永山西							
S41	49			近文第 1	豊岡	明星				19 校	23.2%	
S42	48				日章							
S43	47				西御料地							
S44	46											
S45	45		東栄	旭川	知新							
S46	44											
S47	43				台場							
S48	42				緑が丘	神居						
S49	41	神居東	愛宕	江丹別	正和	江丹別						
S50	40		東光	永山	啓明							
S51	39					啓北					27 校	32.9%
S52	38				陵雲							
S53	37			忠和	聖和	東陽	緑が丘					
S54	36			雨紛	近文	春光台						
S55	35					永山南						
S56	34			末広北	旭川第 3	北門	旭川					
S57	33			北鎮	大有	西神楽	永山南	神居東				
S58	32				緑新							
S59	31				向陵	嵐山	広陵	東明				
S60	30			愛宕東	富沢	旭川第 2						
S61	29		永山東	東町	春光					21 校	25.6%	
S62	28				共栄	北星						
S63	27		神楽	旭川第 5	旭川第 1	桜岡	愛宕					
H 元	26					六合	忠和					
H2	25				西神楽							
H3	24			大町	東五条	東鷹栖						
H4	23			旭川第 2	朝日							
H5	22											
H6	21					東光						
H7	20				新富	光陽						
H8	19				近文第 2	永山					9 校	11.0%
H9	18				千代ヶ岡	神楽						
H10	17											
H11	16				神居							
H12	15			嵐山	新町							
H13	14											
H14	13				北光							
H15	12				神楽岡							
H16	11											
H17	10											
H18	9				青雲					4 校	4.9%	
H19	8											
H20	7											
H21	6											
H22	5				高台							
H23	4											
H24	3											
H25	2				末広							
H26	1					中央						
H27	0											

※増築等を行うなど複数の棟に分かれている校舎は、最も古い棟について記載している。

問合せ先

旭川市教育委員会 学校教育部 教育政策課 適正配置担当

〒070-0036 旭川市6条通8丁目セントラル旭川ビル6F

電話 0166-25-9709

電子メール tekiseihaichi@city.asahikawa.hokkaido.jp

※「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）」は、ホームページでもご覧いただけます。